

## 工事費内訳書の提出について（お願い）

○工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いいたします。

○ これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）（以下、「入契法」といいます。）第 12 条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。

○ ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。

※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

○ 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

○ これは入契法第 12 条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくをお願いいたします。